

公益財団法人福岡県学校給食会食育支援教材貸出規約

平成23年4月27日

1. 目的

公益財団法人福岡県学校給食会（以下「給食会」という。）が保有する食育支援教材を貸し出し、学校給食関係者の資質の向上及び学校における食育の推進を支援する。

2. 貸出対象者

栄養教諭、学校栄養職員及びその他給食会が貸出を認めた者とする。

3. 貸出手続き

貸出を希望する者は、給食会に事前に電話等で申込を行い、食育支援教材貸出申込票を提出するものとする。申込多数の場合は、受付順とし、貸出日及び貸出期間の調整を求める場合もある。

4. 貸出方法

原則として借用者による借用及び返却とする。貸出の際、貸出票A・Bにて受け渡しの確認を行う。

5. 貸出期間

貸出期間は、2週間以内とする。長期間の貸出については給食会と協議のうえ決定するものとする。

6. 貸出対象教材

貸出の対象となる教材は、給食会が別に定めたものとする。

7. 貸出教材の取扱い

借用者は、借用教材に関して責任をもって管理し、期日までに返却するものとする。

8. 教材を破損した場合等の処理

借用者が借用教材を汚損、破損または紛失した場合は、すみやかに器物事故届（食育支援教材）を給食会に提出するものとする。原因等によっては該当する修理代金または製品代金について借用者の負担とする場合もある。

9. その他

上記以外の事項については、給食会と協議のうえ決定する。